

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 最終改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(船舶の輸出契約等のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件)</p> <p>第 5 条 船舶の輸出契約又は仲介貿易契約のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件は、次の各号とする。</p> <p>一 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府又は外国の政府機関である場合</p> <p>二 船舶の代金等の支払を保証する者が外国政府若しくは外国の政府機関又は日本貿易保険が認める銀行である場合</p> <p>三 次の要件に適合する船舶の輸出契約又は仲介貿易契約において、その代金等の決済が当該船舶上の第 1 順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合</p> <p>イ 連合王国(バーミューダ諸島を含む。)、ギリシャ共和国、デンマーク王国、ノルウェー王国、パナマ共和国、リベリア共和国、ドイツ連邦共和国、スウェーデン王国、オランダ王国(アンチルスを含む。)、チリ共和国、バハマ国、フランス共和国(ニュー・カレドニアを含む。)、ポーランド共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦又はブラジル連邦共和国を船籍国とするものであること</p> <p>ロ 貨物船、ばら積船、油送船、鉱石船等の外航用商船であること</p> <p>四 輸出契約又は仲介貿易契約の代金等の支払人が用船契約を締結する場合であって、当該用船料を支払う者が十分な信用力があり、かつ、当該用船契約に基づく用船料の譲渡契約が確実に履行できると認められる場合</p> <p>2 前項第 3 号の適用の範囲は、当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく代金(金利を除く。)又は賃貸料の額の 100 分の 50 以内とし、前項第 2 号が適用される部分を除き、最初の決済期限に係る代金(金利を含む。)又は賃貸料の額から順次に適用する。</p> <p>第 6 条～第 10 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 最終改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(船舶の輸出契約等のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件)</p> <p>第 5 条 船舶の輸出契約又は仲介貿易契約のうち 2 年以上案件に係る支払保証等の要件は、次の各号とする。</p> <p>一 輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が外国政府又は外国の政府機関である場合</p> <p>二 船舶の代金等の支払を保証する者が外国政府若しくは外国の政府機関又は日本貿易保険が認める銀行である場合</p> <p>三 次の要件に適合する船舶の輸出契約又は仲介貿易契約において、その代金等の決済が当該船舶上の第 1 順位優先抵当権によって担保され、かつ、その実行について不当な制約がないと認められる場合</p> <p>イ 連合王国(バーミューダ諸島を含む。)、ギリシャ共和国、デンマーク王国、ノルウェー王国、パナマ共和国、リベリア共和国、ドイツ連邦共和国、スウェーデン王国、オランダ王国(アンチルスを含む。)、チリ共和国、バハマ国、フランス共和国(ニュー・カレドニアを含む。)、ポーランド共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦又はブラジル連邦共和国を船籍国とするものであること。</p> <p>ロ 貨物船、ばら積船、油送船、鉱石船等の外航用商船であること。</p> <p>四 輸出契約又は仲介貿易契約の代金等の支払人が用船契約を締結する場合であって、当該用船料を支払う者が十分な信用力があり、かつ、当該用船契約に基づく用船料の譲渡契約が確実に履行できると認められる場合</p> <p>2 前項第 3 号の適用の範囲は、当該輸出契約又は仲介貿易契約に基づく代金(金利を除く。)又は賃貸料の額の 100 分の 50 以内とし、前項第 2 号が適用される部分を除き、最初の決済期限に係る代金(金利を含む。)又は賃貸料の額から順次に適用する。</p> <p>第 6 条～第 10 条 (略)</p>

(増加費用保険の取扱い)

第11条 約款第3条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。

2 約款第3条第3号に規定する「運賃」とは、海上の運賃及び仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。

3 約款第3条第3号に規定する「保険料」とは、海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。

4 子会社等（「海外商社の与信管理について」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00064）第6条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。

第12条～第18条（略）

(仲介貿易契約における貿易一般保険の取扱い)

第19条 貿易一般保険の引受けの対象となる仲介貿易契約は、原則として次のすべてに該当する場合に限るものとする。

一 仲介貿易者がいずれかの外国又は地域において生産、加工又は集荷される貨物を他の外国又は地域に販売又は賃貸する契約であって、次の要件が定められている契約であること

イ 貨物の名称、型又は銘柄及び数量

ロ 船積国及び船積時期

ハ 仕向国

ニ 販売又は賃貸の条件

二 取引上の危険が大でなく、かつ、仲介貿易に係る保険契約の締結が保険事業の安

(増加費用保険の取扱い)

第11条 約款第3条第3号に規定する「航海に変更があったこと」とは、出発港及び到着港の一方又は双方に変更があった場合をいい、「航路に変更があったこと」とは、出発港及び到着港に変更がなく途中の航行地点に変更があった場合をいう。

2 約款第3条第3号に規定する「運賃」とは、海上の運賃及び仕向国又は経由国における陸上の運賃をいい、海上の運賃には、滞船料及び他の船舶への積み替え費用を含むものとする。

3 約款第3条第3号に規定する「保険料」とは、海上運送に係る保険料及び仕向国又は経由国における陸上運送に係る保険料をいう。

4 子会社等（「海外商社の与信管理について」（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00064）第8条第2項各号のいずれかに該当する海外商社をいう。）を相手方とする輸出契約等であって、当該輸出貨物等の船積時までに当該輸出貨物等の最終需要者が確定している場合においては、約款第3条第3号における「運賃又は保険料の増加額（以下「増加費用」という。）を被保険者が新たに負担することとなったこと」は、輸出契約等に関し航海又は航路の変更によって生じた運賃又は保険料の増加額の負担について当該子会社等と当該最終需要者との間で十分協議が行なわれた後、当該子会社等の要求により当該輸出契約等の輸出者等が負担することとなった場合とする。

第12条～第18条（略）

(仲介貿易契約における貿易一般保険の取扱い)

第19条 貿易一般保険の引受けの対象となる仲介貿易契約は、原則として次のすべてに該当する場合に限るものとする。

一 仲介貿易者がいずれかの外国又は地域において生産、加工又は集荷される貨物を他の外国又は地域に販売又は賃貸する契約であって、次の要件が定められている契約であること。

イ 貨物の名称、型又は銘柄及び数量

ロ 船積国及び船積時期

ハ 仕向国

ニ 販売又は賃貸の条件

二 取引上の危険が大でなく、かつ、仲介貿易に係る保険契約の締結が保険事業の安

<p>定期的経営を損うおそれがないと認められること</p> <p>第20条~第22条 (略)</p> <p>(被保険者の宣誓等)</p> <p>第23条 約款第10条第1項第1号に規定する日本貿易保険が宣誓を求める事項とは、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第11条第1項に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかわらないことをいい、保険の申込みに当たって、被保険者が別紙様式第2の「誓約書」を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3節 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第24条 名簿においてEE、EA、EM又はEF(以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者であって、約款第3条第2号又は第4号の信用危険(以下「船後信用危険」という。)のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第3「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約等を証する書類(輸出契約等の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類)の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、船後信用危険のてん補を含む個別保険の保険契約が締結されている輸出契約等の支払人を、E格に格付けされている者に変更する場合に準用する。</p> <p>第25条~第34条 (略)</p> <p>(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い)</p> <p>第35条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。</p> <table border="1" data-bbox="201 1209 929 1273"> <tr> <td>輸出契約等の内容</td> <td>申込遅滞の起算日</td> </tr> </table>		輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日
輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日		

<p>定期的経営を損うおそれがないと認められること。</p> <p>第20条~第22条 (略)</p> <p>(被保険者の宣誓等)</p> <p>第23条 約款第10条第1項第1号に規定する日本貿易保険が宣誓を求める事項とは、不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条第1項に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかわらないことをいい、保険の申込みに当たって、被保険者が別紙様式第2の「誓約書」を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3節 個別保証枠 (個別保証枠の申請等)</p> <p>第24条 名簿においてEE格、EA格、EM格若しくはEF格(以下この節において「E格」という。)に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者であって、約款第3条第2号又は第4号の信用危険(以下「船後信用危険」という。)のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第3「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約等を証する書類(輸出契約等の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類)の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、船後信用危険のてん補を含む個別保険の保険契約が締結されている輸出契約等の支払人を、E格に格付けされている者に変更する場合に準用する。</p> <p>第25条~第34条 (略)</p> <p>(包括保険の保険申込みの遅滞等の取扱い)</p> <p>第35条 包括特約書に規定する保険の申込みの遅滞の起算日は、下表に掲げる日とする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1209 1904 1273"> <tr> <td>輸出契約等の内容</td> <td>申込遅滞の起算日</td> </tr> </table>		輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日
輸出契約等の内容	申込遅滞の起算日		

<p>「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項及び輸出貿易管理令第1条第2項の許可又は同令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨物及び同令別表第2の貨物)</p>	<p>契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等においては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)</p>	<p>「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第2条第1項第1号の承認を必要とするもの(同令別表第1の1の項から15の項までの貨物及び同令別表第2の貨物)</p>	<p>契約締結日(発効条件が付されている輸出契約等においては、当該契約の発効日。以下この表において同じ。)</p>
<p>外為法第48条第1項及び輸出貿易管理令第1条第2項の許可又は同令第4条第1項第3号のイ並びに口の許可を必要とするもの(同令別表第1の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物)</p>	<p>客観要件に該当する貨物に係るもの インフォーム要件に該当する貨物に係るもの</p>	<p>外為法第48条第1項の許可又は輸出貿易管理令第4条第1項第3号のイ並びに口の許可を必要とするもの(同令別表第1の16の項の貨物及び保険申込時までに客観要件並びにインフォーム要件に該当する貨物)</p>	<p>客観要件に該当する貨物に係るもの インフォーム要件に該当する貨物に係るもの</p>
	<p>契約締結日又は輸出許可取得日のいずれか遅い日</p>	<p><u>上記外為法に係る許可又は承認が不要なもの</u></p>	<p>契約締結日又は輸出許可取得日のいずれか遅い日</p>
			<p><u>契約締結日</u></p>

<p>2 包括特約書に規定する保険の申込みの著しい遅滞とは、前項に規定する日から3月を経過した後に保険の申込みを行うことをいう。ただし、次項に該当するものを除く。</p> <p>3 包括特約書に規定する保険の申込みの脱漏とは、第1項に規定する日から被保険利益が消滅する日までの間に保険の申込みが行われないことをいう。ただし、第1項に規定する日から3月以内に被保険利益が消滅する場合であって、被保険利益消滅後、第1項に規定する日から3月以内に保険の申込みが行われている場合を除く。</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項に規定する日から2月を経過した後に保険の申込みを受けた場合(輸出組合又はこれに準ずる団体(以下「組合等」という。))との間で締結した特約書(以下「組合包括」という。)に基づく保険の申込みにあつては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。</p> <p>5 日本貿易保険は、第2項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第3項の規定に該当する輸出契約等の存在を知った場合(組合包括に基づく保険の申込みにあつて</p>	<p>2 包括特約書に規定する保険の申込みの著しい遅滞とは、前項に規定する日から3月を経過した後に保険の申込みを行うことをいう。ただし、次項に該当するものを除く。</p> <p>3 包括特約書に規定する保険の申込みの脱漏とは、第1項に規定する日から被保険利益が消滅する日までの間に保険の申込みが行われないことをいう。ただし、第1項に規定する日から3月以内に被保険利益が消滅する場合であって、被保険利益消滅後、第1項に規定する日から3月以内に保険の申込みが行われている場合を除く。</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項に規定する日から2月を経過した後に保険の申込みを受けた場合(輸出組合又はこれに準ずる団体(以下「組合等」という。))との間で締結した特約書(以下「組合包括」という。)に基づく保険の申込みにあつては、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について、組合等の故意又は重大な過失が主たる原因である場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞理由書を求めることができる。</p> <p>5 日本貿易保険は、第2項の規定に該当する保険の申込みを受けた場合又は第3項の規定に該当する輸出契約等の存在を知った場合(組合包括に基づく保険の申込みにあつて</p>
---	---

は、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について組合等の故意又は重大な過失が主たる原因であると認められる場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、当該輸出者等又は貸付者に(組合包括に基づく保険の申込みにあつては、組合等を通じて)警告するものとする。

6 前項の警告にもかかわらず、輸出者等が警告を受けたときから3年を経過するまでの期間に3回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は2回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該3回目の著しい遅滞又は2回目の脱漏に係る保険契約を含め、特約書に規定する保険料の割り増しが適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。

7 前項に規定する割り増しが適用される期間は、保険の申込みの遅滞の回数及び程度又は脱漏の回数及びその事情等を勘案して定める。

8 第6項の規定の適用を決定したときは、当該輸出者等に(組合包括に基づく保険の申込みにあつては、組合等を通じて)日本貿易保険が直接その旨を通告する。

第36条~第38条 (略)

(確定通知による内容変更のみなし承認)

第39条 約款第14条に規定する書面(以下「確定通知書」という。)を提出する輸出契約等にあつては、原則として、船積予定時期の変更(3月末満の遅れの場合に限る。)又は代金等の減額若しくは5%未満(包括特約書に基づく保険契約にあつては、5%未満又は特約書又は手続規則に定める金額未満)の増額があつた場合は、当該確定通知書の提出をもってん補の対象となるものとする。

第40条~第47条 (略)

(保険金の概算払の取扱い)

第48条 約款第32条に規定する保険金の概算払(以下「概算払」という。)は、設備並びにその部分品に限るものとする。

2 保険金の概算払の条件は、次の各号とする。

- 一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、3月ごとに、輸出貨物等の状態について報告すること

は、当該保険の申込みの遅滞又は脱漏について組合等の故意又は重大な過失が主たる原因であると認められる場合を除く。)には、その都度、当該保険の申込みに係る輸出者等に申込遅滞又は脱漏理由書を求め、かつ、当該輸出者等に(組合包括に基づく保険の申込みにあつては、組合等を通じて)警告するものとする。

6 前項の警告にもかかわらず、輸出者等が警告を受けたときから3年を経過するまでの期間に3回以上保険の申込みを著しく遅滞し、又は2回以上保険の申込みを脱漏した場合には、当該3回目の著しい遅滞又は2回目の脱漏に係る保険契約を含め、特約書に規定する保険料の割り増しが適用されるものとする。ただし、日本貿易保険が上記措置によることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。

7 前項に規定する割り増しが適用される期間は、保険の申込みの遅滞の回数及び程度又は脱漏の回数及びその事情等を勘案して定める。

8 第6項の規定の適用を決定したときは、当該輸出者等に直接(組合包括に基づく保険の申込みにあつては、組合等を通じて)日本貿易保険がその旨を通告する。

第36条~第38条 (略)

(確定通知による内容変更のみなし承認)

第39条 約款第14条に規定する書面(以下「確定通知書」という。)を提出する輸出契約等にあつては、原則として、船積予定時期の変更(3月末満の遅れの場合に限る。)又は代金等の減額若しくは5%未満(包括特約書に基づく保険契約にあつては、5%未満又は特約書若しくは手続規則に定める金額未満)の増額があつた場合は、当該確定通知書の提出をもってん補の対象となるものとする。

第40条~第47条 (略)

(保険金の概算払の取扱い)

第48条 約款第32条に規定する保険金の概算払(以下「概算払」という。)は、設備並びにその部分品に限るものとする。

2 保険金の概算払の条件は、次の各号とする。

- 一 被保険者は、日本貿易保険から保険金の支払を受けた後においても、輸出貨物等の処分その他損失を防止軽減するため、一切の合理的な措置を講ずることとし、3月ごとに、輸出貨物等の状態について報告すること。

<p>二 被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること</p> <p>三 被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと</p> <p>四 被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第7条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。</p> <p>五 被保険者が輸出貨物の処分をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後1年6月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を6月に限り延長できるものとする。</p> <p>六 前2号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。</p> <p>七 被保険者は、輸出契約等に基づいて輸出貨物等を輸出等したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等した貨物の代金等の額に対応する概算払保険金を返還すること</p> <p>八 被保険者は、第4号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日の翌日までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること</p> <p>3 概算払の額の限度については、次のとおりとする。</p> <p>一 概算払の額は、当該貨物の予定製造原価に、生産開始の日から事故確定日（事故確定日前に当該貨物の生産を中止した場合にあっては当該中止日）までの期間（事故確定日以後損失を軽減するため当該貨物の生産を継続する必要がある場合においては、生産開始の日から生産終了の日までの期間）の予定生産期間に対する割合（以下「生産進行率」という。）について、下表の区分に従いそれぞれ該当する原価投入率を乗じて得た額から事故確定日までに輸出契約等の相手方から支払を受けた金額又は受けるべき金額を控除した残額の2分の1に相当する金額の範囲内とする。</p>	<p>二 被保険者は、輸出貨物等を処分しようとするときは、あらかじめその旨を日本貿易保険に通知すること。</p> <p>三 被保険者は、輸出貨物等の管理又は処分について日本貿易保険の指示を受けたときは、これに従うこと。</p> <p>四 被保険者は、輸出貨物等を処分し、又は輸出貨物等が滅失し損したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、約款第7条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額が、概算で支払を受けた保険金の額に満たないときは、被保険者はその差額に相当する金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付し、当該算定額が概算で支払を受けた保険金の額を超えるときは日本貿易保険は保険金の追加払を行う。</p> <p>五 被保険者が輸出貨物の処分をしなかった場合においても概算で保険金を支払った後1年6月を経過した場合は、精算を行うこと。ただし、必要と認められる場合は、この期間を6月に限り延長できるものとする。</p> <p>六 前2号の保険金の精算にあたっては、被保険者が第1号の条件に基づく義務の履行を怠ったときは、日本貿易保険は、被保険者がその義務を履行すれば防止軽減することができたと認められる金額を控除した残額を基礎として、てん補額を決定することができる。</p> <p>七 被保険者は、輸出契約等に基づいて輸出貨物等を輸出等したときは、遅滞なくその旨を日本貿易保険に通知し、当該輸出等した貨物の代金等の額に対応する概算払保険金を返還すること。</p> <p>八 被保険者は、第4号及び前号の条件に基づき納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日の翌日までに納付しなかったときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ当該金額について年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付すること。</p> <p>3 概算払の額の限度については、次のとおりとする。</p> <p>一 概算払の額は、当該貨物の予定製造原価に、生産開始の日から事故確定日（事故確定日前に当該貨物の生産を中止した場合にあっては当該中止日）までの期間（事故確定日以後損失を軽減するため当該貨物の生産を継続する必要がある場合においては、生産開始の日から生産終了の日までの期間）の予定生産期間に対する割合（以下「生産進行率」という。）について、下表の区分に従いそれぞれ該当する原価投入率を乗じて得た額から事故確定日までに輸出契約等の相手方から支払を受けた金額又は受けるべき金額を控除した残額の2分の1に相当する金額の範囲内とする。</p>
---	---

二 製造原価は、輸出契約等の額（積込み渡し価額。金利を含まず。）に機械設備及び鉄道車両にあっては、100分の65、船舶にあっては100分の66、電線にあっては100分の76を乗じて得た額とみなす。

（表） 略

第49条~第55条（略）

（輸出契約等を連名で締結した場合の取扱い）

第56条 二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。

一 連名の相手方が特約書の締結者である場合

契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。

二 連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって、双方が他の包括保険に係る同一の組合等の組合員の場合

契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ同表に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。

三 連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって他の包括保険に係る組合等の組合員以外のものである場合

契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。

第57条~第62条（略）

別表（第53条及び第61条関係）

<表>（略）

（注）*1：ILCにより決済される場合は、輸出契約等の相手方の格付にかかわらずバ

二 製造原価は、輸出契約等の額（積込み渡し価額。金利を含まず。）に機械設備及び鉄道車両にあっては、100分の65、船舶にあっては100分の66、電線にあっては100分の76を乗じて得た額とみなす。

（表） 略

第49条~第55条（略）

（輸出契約等を連名で締結した場合の取扱い）

第56条 二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第1に掲げる輸出契約等を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。

一 連名の相手方が特約書の締結者である場合

契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。

二 連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって、双方が他の包括保険に係る同一の組合等の組合員の場合

契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ同表に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。

三 連名の相手方が特約書の締結者以外のものであって他の包括保険に係る組合等の組合員以外のものである場合

契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。

第57条~第62条（略）

附 則

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

別表（第53条及び第61条関係）

<表>（略）

（注）*1：ILCにより決済される場合は、輸出契約等の相手方の格付にかかわらずバ

- イヤー格付係数は1.0を適用し、信用事由による代金回収不能をてん補する。
- * 2：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付がS C若しくは事故管理区分B又はLに格付変更された場合は、保険の申込を要しない
 - * 3：第53条第4項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。
 - * 4：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。

別紙様式第1 (略)

別紙様式第2

独立行政法人日本貿易保険理事長 殿

住所
会社名
代表者名

(案件名) についての誓約書

本件の貿易一般保険契約を申し込むにあたり、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）第11条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）第1項に違反する贈賄行為に係わっていないこと及び今後とも係わらないことを誓約します。

以下 (略)

- イヤー格付係数は1.0を適用し、信用事由による代金回収不能をてん補する。
- * 2：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付がS C格に格付変更された場合又は事故管理区分Bに変更された場合は、保険の申込みを要しない。
 - * 3：第53条第4項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあつては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を50%とする。
 - * 4：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が50%とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。

別紙様式第1 (略)

別紙様式第2

独立行政法人日本貿易保険理事長 殿

住所
会社名
代表者名

(案件名) についての誓約書

本件の貿易一般保険契約を申し込むにあたり、当社が知りうる限りにおいては、当社並びに当社の役員、従業員及び代理人が本件に関連して不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）第1項に違反する贈賄行為に係わっていないこと及び今後とも係わらないことを誓約します。

以下 (略)